



口腔機能発達不全症・口腔機能低下症の診療を実施している医院の事例を紹介します

乳幼児・学齢期には適切な獲得、高齢期には維持・向上のため口腔機能に対する生涯を通じた歯科医療による介入が必要です

▶令和8年度診療報酬改定対応 21世紀型の歯科医療機関へのシフトチェンジを！

歯科医療機関での「**口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応**」が初めて社会から求められるのは、平成28年度診療報酬改定からでした。今年はそれからちょうど10年の節目の年に該当します。この10年間で、口腔機能の管理を診療システムに取り入れてきた医療機関は徐々に増えつつあるものの、依然として日本中の全ての歯科医療機関で実施される状況には至っていないのが現状です。一般的な歯科医療機関で歯冠修復や欠損補綴の治療を行わないクリニックがほとんどないのと同様に、どこの歯科医療機関でも口腔機能の管理が実施されているような、そんな社会に変革していくことが今世紀に課せられた私たち歯科医療従事者の責務であると私は考えています。今回は、実際に臨床応用する際のステップをお示します。



小野歯科医院

院長 小野 清一郎 先生
(神奈川県横浜市)

診療報酬改定のたびに厚生労働省が推進を求める歯科医療提供体制を追従してきた結果、患者さんに非常に優しくて痛くない、予防主体の管理型クリニックへ変貌することができました。

内科型の歯科医療機関として、口腔機能の管理と歯科疾患の重症化予防を中心に取り組んでいます。

1. 検査

口腔機能発達不全症と口腔機能低下症の診療において、必要な検査機器は下記一覧の通りです。令和8年6月1日からは施設基準の届出が不要になるので、購入後直ちに算定を開始することができます。各検査は3月に1回算定が可能で、基本的に併算定が可能です。咬合力検査と咀嚼能力検査だけは、一方を算定してから3月間は他方の算定ができません。また、体成分分析装置を用いた口腔粘膜湿潤度検査(130点)は、令和8年6月1日から算定可能になります。大事なことは、「**口腔機能発達不全症の疑い**」や「**口腔機能低下症の疑い**」といった傷病名においても3月に1回、検査を実施しそれぞれの所定点数を算定することができるということです。

口腔機能 発達不全症	口唇閉鎖力測定器	りっぷるくん、リットレメーター	100点
	舌圧計	JMS舌圧測定器TPM01、JMS舌圧測定器TPM02	140点
口腔機能 低下症	口腔細菌定量分析装置	口腔内細菌カウンタNP-BCM01-A	65点
	口腔粘膜の乾燥状態を数値化する体成分分析装置	口腔水分計ムーカス、Murata 口腔湿潤計ムーカス	130点
	歯科用咬合力計	デンタルプレスケールII、Oramo-bf、Oramo2(Uタイプ)	130点
	舌圧計	JMS舌圧測定器TPM01、JMS舌圧測定器TPM02	140点
	グルコース分析装置 (グルコース含有グミゼリー咀嚼時のグルコース溶出量を測定するもの)	グルコセンサーGS-II、グルコセンサーGS-II N	140点



まずは毎月**1つ**ないし**2つ**の検査から開始してみましょう。傷病名は「**口腔機能低下症の疑い**」として開始します。下表に1月から診療を開始した場合の算定方法を例示します。

診療月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
咀嚼能力1	140			140			140			140		
舌圧		140			140			140			140	
口菌検2			65			65			65			65
湿潤			130			130			130			130

※2026年6月現在の情報です。



2. 診断

検査の結果、各チェックシートのチェックの数や項目により、下表のような傷病名に分類されます。

「**口腔機能管理中**」は傷病名としては若干違和感がありますが、レセプトの傷病名欄に記載するための傷病名として理解しましょう。

18歳未満	チェックリスト (離乳完了前)で 評価	チェックが0個	チェックが1個以上だが、 口腔機能発達不全症には 非該当	C1からC10までに2個	C1からC10までに 2個以上あり、 C13までに合計3個以上
	チェックリスト (離乳完了後)で 評価			C1からC6までに 1個又は2個あり、 C12までに合計2個	C1からC6までに 少なくとも1個、 C12までに合計2個以上あり、 C18までに合計3個以上
傷病名		口腔機能発達不全症の疑い	口腔機能管理中	口腔機能発達不全症	
		口腔機能低下症の疑い		口腔機能低下症	
50歳以上	7項目の 口腔機能 精密検査で評価	該当が0個	該当が1~2個	該当が3個以上だが、 口菌検2、湿潤、咬合圧1、 舌圧、咀嚼能力1の いずれも未実施	該当が3個以上で、 口菌検2、湿潤、咬合圧1、 舌圧、咀嚼能力1の いずれかを実施

3. 医学管理とリハビリ

診断に応じて医学管理とリハビリの算定項目を一覧表にまとめると次のようになります。

小児口腔機能管理加算 (傷病名と算定項目)

※口腔機能実地指導料 施 施設基準の届出が必要

チェックの項目数	傷病名	算定項目						
		小口唇	舌圧	歯管 (90点)	実地指1 口指導*(46点)	実地指2 施	小機能1:●(90点) 小機能2:○(50点) +口管強 施	歯リハ3 (1)
0個	口腔機能発達不全症の疑い	●	●	×	×		×	×
1個以上だが、 口腔機能発達不全症には非該当	口腔機能管理中	○	○	○	○		×	×
離乳完了前: C1からC10までに2個 離乳完了後: C1からC6までに1個又は2個あり、 C12までに合計2個	口腔機能発達不全症	●	●	●	●		○ 小機能2	●
離乳完了前: C1からC10までに2個以上あり、 C13までに合計3個以上 離乳完了後: C1からC6までに少なくとも1個、 C12までに合計2個以上あり、 C18までに合計3個以上	口腔機能発達不全症	●	●	●	●		● 小機能1	●

口腔機能管理加算 (傷病名と算定項目)

※口腔機能実地指導料 施 施設基準の届出が必要

該当項目数	傷病名	算定項目							
		咀嚼能力1 又は 咬合圧1	舌圧	口菌検2	湿潤 (130点)	歯管 (90点)	実地指1 口指導*(46点)	実地指2 施	口機能1:●(90点) 口機能2:○(50点) +口管強 施
0個	口腔機能低下症の疑い	●	●	●	●	×	×	×	×
1~2個	口腔機能管理中	○	○	○	○	○	○	×	×
3個以上だが、口菌検2、湿潤、 咬合圧1、舌圧、咀嚼能力1の いずれも未実施	口腔機能低下症	×	×	×	×	●	●	○ 口機能2	●
3個以上で、口菌検2、湿潤、 咬合圧1、舌圧、咀嚼能力1の いずれかを実施	口腔機能低下症	●	●	●	●	●	●	● 口機能1	●

以上のステップで口腔機能の管理を実践していきましょう。

Point! 一般的に疾病のある患者さんに対しては、検査→診断→治療の順でプロトコールが成立しますが、口腔機能の管理については、疾病の疑いがある来院者に対しても複数の検査項目についてそれぞれ3ヶ月毎の実施が可能です。疑わしい場合には定期的に検査を実施していくことが重要です。